

大垣市環境市民会議規約

（目的及び設置）

第1条 大垣市環境基本計画に基づき、望ましい環境像である「ハリンコが泳ぎ、ホタルが舞う水都・大垣」の実現を目的とし、市民・事業者・学識・行政の協働組織として、大垣市環境市民会議（以下「環境市民会議」という。）を設置します。

（事業）

第2条 環境市民会議は、「暮らしを変えて、未来に夢を」を合い言葉に、次に掲げる事業を行います。

- （1）大垣市環境基本計画に基づき環境行動計画を作成・実施し、その成果を広く公開し、意見を求めます。
- （2）地域や学校での環境行動を育て、支援します。
- （3）学習の場、情報交換の場を提供し、ネットワーク化に努めます。
- （4）環境市民会議の資金、労力、物資等の受託活動を行います。
- （5）その他、環境市民会議が必要と認める事業を行います。

（資格）

第3条 環境市民会議の会員は、次のいずれかの条件を有することとします。

- （1）市民
- （2）環境市民会議の目的に賛同する方

（会員）

第4条 環境市民会議の会員は、次の4種類とします。

- （1）個人会員（個人として登録していただける方）
- （2）団体会員（団体として登録していただける方）
- （3）事業者会員（事業者として登録していただける方）
- （4）賛助会員（運営費等を賛助していただける個人、団体、及び事業者の方）

（役員）

第5条 環境市民会議に次の役員を置きます。

- （1）会長 1名
 - （2）副会長 若干名
 - （3）事務局長 1名
 - （4）事務局次長 若干名
 - （5）監事 若干名
- 2 会長、副会長及び事務局長、事務局次長は、会員の互選により定めます。
 - 3 監事は、会長が指名します。
 - 4 会長は、環境市民会議を総括します。
 - 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職を代理します。
 - 6 事務局長は、環境市民会議の事務及び会計を総括します。
 - 7 事務局次長は、事務局長を補佐します。
 - 8 監事は、環境市民会議の会計を監査します。
 - 9 役員任期は、1年とします。但し、再任は妨げない。

(顧問)

第 6 条 会には、顧問をおくことができる。

2 顧問は、会長が指名し、会の運営や活動について助言する。

(会議)

第 7 条 環境市民会議は、第 2 条の活動を推進するため、全員協議会を開催します。

2 全員協議会は、年 1 回以上会長が招集し、議長となります。

3 全員協議会は、役員選出、活動方針、その他重要事項を決定します。

4 全員協議会の議事は、出席した会員の過半数の賛成をもって決定します。

5 代表者会議は、各部会の代表者及び第 7 条第 6 項に定める執行部スタッフで構成し、情報交換や調整を行い、事業の推進に関する事項を決定します。

6 執行部スタッフ会議は、役員等で構成し、事業展開や活動の方針などの重要事項を企画立案します。

(部会)

第 8 条 環境市民会議は、部会を設けることができます。

2 部会に部会長及び副部会長を置き、部会員の互選により定めます。

3 部会長は、部会を総括します。

4 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、その職を代理します。

5 部会の会議は、部会長が招集し、その議長となります。

6 会員は、1 つ以上の部会に所属し、所属部会の会議へ積極的に参加することとします。

7 部会には、活動を推進するためにプロジェクトを設けることができます。

(フェスティバル実行委員会)

第 9 条 環境市民会議は、活動の成果を公開し、広く意見を求めるために、「市民環境フェスティバル」を実施します。

2 「市民環境フェスティバル」開催のために、「市民環境フェスティバル実行委員会」を設け、代表者会議の構成員と代表者会議が必要と認めた方で構成します。

3 実行委員会に実行委員長及び副実行委員長を置き、会長が指名します。

4 実行委員長は、実行委員会を総括します。

5 副実行委員長は、実行委員長を補佐し、実行委員長に事故があるとき又は実行委員長が欠けたときは、その職を代理します。

6 実行委員会の会議は、実行委員長が招集し、その議長となります。

(シンクタンク)

第 10 条 環境基本計画の達成度及び環境市民会議の活動に対して意見を求めるために、シンクタンクを設けます。

2 シンクタンクの構成員は、会長が任命します。

(会費)

第 11 条 環境市民会議の会費は、次のように定めます。

(1) 個人会員 2, 000 円 / 年

(2) 団体会員 3, 000 円 / 年

(3) 事業者会員 10, 000 円 / 年

(4) 賛助会員 1, 000 円 / 口

(事業年度)

第 12 条 環境市民会議の事業年度は、毎年4月1日から翌3月31日までとします。

(事務局)

第 13 条 環境市民会議の事務局は、「エコステージ おおがき」(林町6丁目 100)に置きます。

(委任)

第 14 条 この規約に定めるもののほか、環境市民会議の運営に必要な事項は、会長が別に定めます。

附 則

この規約は、平成13年 7月 4日から施行します。

附 則

この規約は、平成16年 6月 13日から施行します。

附 則

この規約は、平成17年 4月 1日から施行します。

附 則

この規約は、平成18年 5月 20日から施行します。

附 則

この規約は、令和 4年 6月 25日から施行します。

附 則

この規約は、令和 6年 6月 3日から施行します。